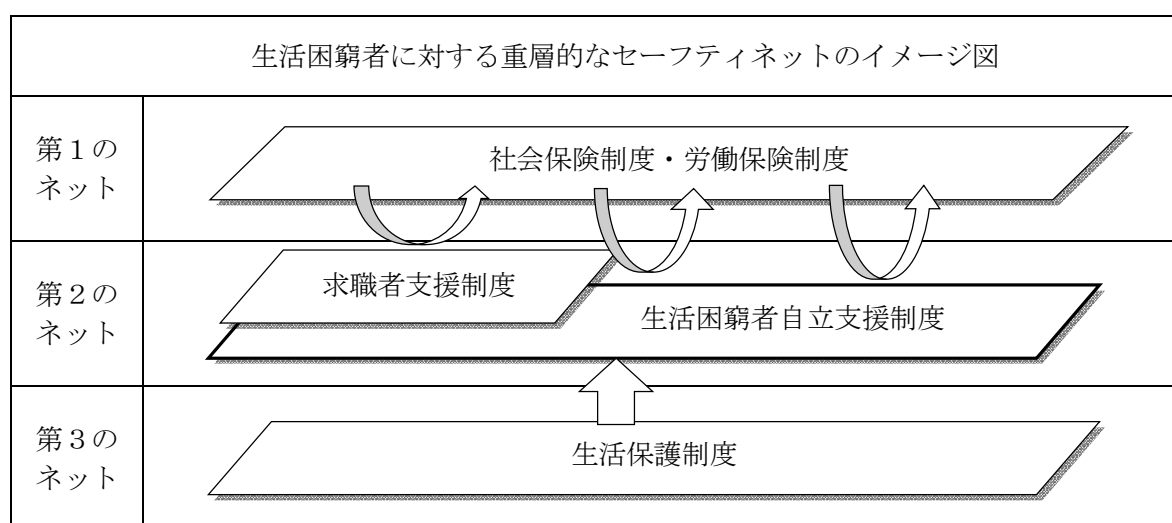


生活困窮者支援（生活困窮者自立支援制度）

生活困窮者自立支援制度は、社会保険・労働保険（第1のセーフティネット）と生活保護（最後のセーフティネット）の中間的役割（第2のセーフティネット）として設けられた制度です。長期的・潜在的失業が増大する社会を背景に、社会保障制度の空白域を埋めるために平成27年4月に創設されました。

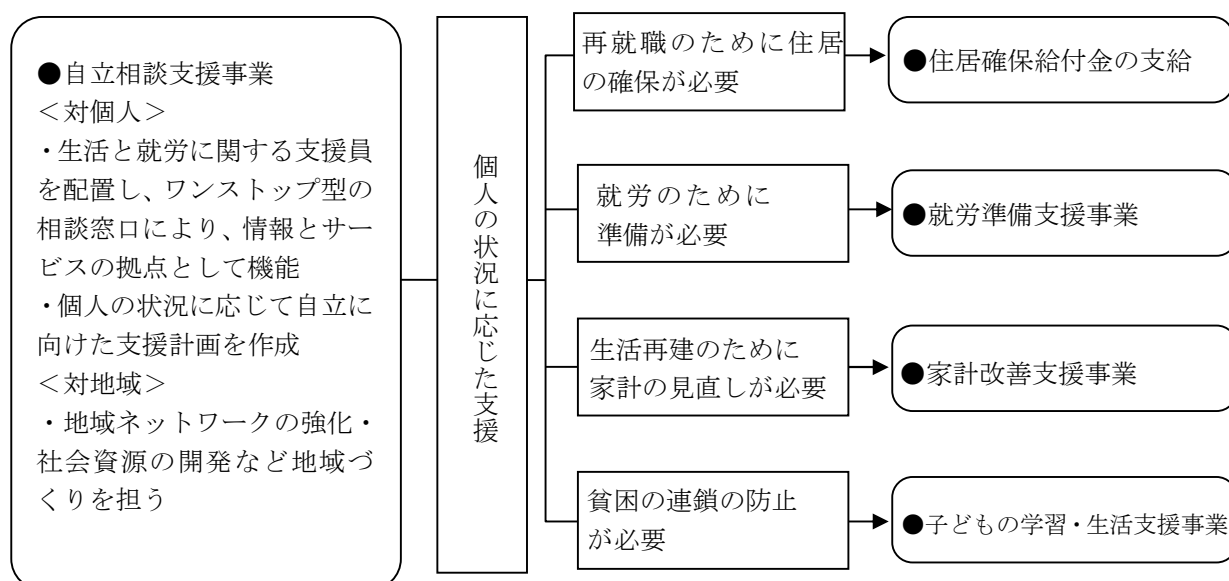
1 生活困窮者自立支援制度の概要

現に生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方を対象に、生活保護に至る前に早期の自立ができるよう重点的な支援を実施する事業です。従来の社会保障制度が、給付を直接的な目的としていたのに対して、生活困窮者の自立支援に向けた相談と支援を目的としている点に大きな特徴があります。



2 事業内容と体系

生活困窮者自立支援法に基づいて、市（地域福祉課保護係）が自立相談支援機関として、以下の体系で事業を実施しています。



3 支援の実施状況

(各年度3月末現在)

年度	新規 相談	継続 相談	支援計画 作成	住居確保 給付金		就労支援 活動件数	就労者
	延べ 件数	延べ 件数	実世 帯数	支給世帯数 (実数)	支給 月数	延べ件数	実人数
元	99	87	18	1	2	357	13
2	329	447	77	51	179	1,009	104
3	284	311	59	28	92	1,178	40
4	105	173	26	8	17	502	15
5	32	134	14	4	18	170	12